



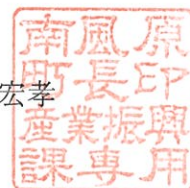
(別紙様式)

南 産 第 358 号

令和8年6月12日

沖縄県知事 殿

南風原町長 金城 宏孝



大規模小売店舗立地法に基づく意見（回答）

令和8年2月12日付け商中第722号にて照会の件について、下記の通り意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 一日橋ショッピングセンター  
所在地 南風原町字兼城 530 番地

2 意見

意見なし